

平成29年1月11日（水）
愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課
感染症グループ
担当 竹島・内田 内線 3160・3161
（ダイヤルイン）052-954-6272

“インフルエンザ警報”を発令します！

1 概 要

愛知県では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県内の医療機関のうち195か所を定点として、インフルエンザについて発生動向調査を実施しています。

この調査結果によりますと、平成29年第1週（1月2日(月)から1月8日(日)まで)におけるインフルエンザ患者の定点医療機関当たりの報告数^{注1)}が、国立感染症研究所が定める警報の指標である「30」を上回る地域があったことから、インフルエンザ警報を発令します。

注1) 定点医療機関当たりの報告数：定点医療機関からの1週間の総報告数÷定点医療機関数

2 インフルエンザ患者の定点医療機関当たりの報告数推移

保健所等	定点医療機関数	第51週	第52週	第1週
		(12/19~12/25)	(12/26~1/1)	(1/2~1/8)
春日井保健所	9	18.67	28.67	33.56
知多保健所	7	11.14	21.00	38.57
衣浦東部保健所	13	12.31	20.15	35.31
愛知県 (保健所設置市を含む)	195	9.17	12.55	18.25
全 国	約5,000	8.38	8.54	—

3 今シーズンの特徴

愛知県では、平成 28 年/29 年シーズンは病原体定点等から寄せられた検体から A 型 (AH1pdm09、AH3) インフルエンザウイルスが検出されています。

4 インフルエンザについて

インフルエンザは、毎年 1 2 月上旬から 1 月に流行が始まり、1 月から 3 月にかけて流行します。

鼻水、くしゃみ、咳など一般的な風邪の症状に加えて、突然の 38 度以上の発熱や頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身の症状が突然現れます。

また、小児では急性脳症、高齢者や免疫力の低下している方では肺炎を伴う等、重症になることがあります。

5 予防・治療について

- 症状がある場合は、マスクを着用するなど「咳エチケット^{注2)}」を心がけましょう。
- 外出後等には、石けんで手を洗いましょう。
- 室内では加湿器等で適度な湿度を保つようにしましょう。
- 十分な休養とバランスの取れた食事を心がけましょう。
- インフルエンザが流行してきたら、人混みや繁華街への外出を控えましょう。
- かかった時は早めに医療機関を受診し、休養をとりましょう。水分を十分に補給しましょう。
- 小児、未成年の患者では、急に走り出す、部屋から飛び出そうとする、ウロウロと徘徊する等の異常行動を起こすおそれがあるので、自宅で療養する場合は、少なくとも 2 日間、保護者等は小児、未成年者が一人にならないよう配慮しましょう。

注 2)

- ・咳やくしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて 1m 以上離れましょう。
- ・鼻汁、痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- ・咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

6 過去の注意報・警報等の発令状況

シーズン	流行入り	注意報	警 報	警報解除
H18/19年	第52週(12/25-12/31)	平成19年2月1日	平成19年2月8日	平成19年5月10日
H19/20年	第49週(12/3-12/9)	平成20年1月11日	平成20年1月24日	平成20年4月3日
H20/21年	第49週(12/1-12/7)	平成20年12月11日	平成21年1月22日	平成21年4月16日
H21/22年	第33週(8/10-8/16)	平成21年9月28日	平成21年10月8日	平成22年2月18日
H22/23年	第51週(12/20-12/26)	平成23年1月19日	平成23年1月26日	平成23年4月27日
H23/24年	第48週(11/28-12/4)	平成23年12月7日	平成23年12月21日	平成24年4月11日
H24/25年	第51週(12/17-12/23)	平成25年1月8日	平成25年1月16日	平成25年4月17日
H25/26年	第51週(12/16-12/22)	平成26年1月9日	平成26年1月22日	平成26年4月30日
H26/27年	第48週(11/24-11/30)	平成26年12月24日	平成27年1月6日	平成27年3月18日
H27/28年	第1週(1/4-1/10)	平成28年1月20日	平成28年2月3日	平成28年4月27日
H28/29年	第46週(11/14-11/20)	平成28年11月30日	平成29年1月11日	

流行入りの基準：県内全域で「定点医療機関当たり1」を上回った場合

注意報発令の基準：一以上の保健所管内で「定点医療機関当たり10」を上回った場合

警報発令の基準：一以上の保健所管内で「定点医療機関当たり30」を上回った場合

警報解除の基準：全ての保健所管内で「定点医療機関当たり10」を下回った場合



7 インフルエンザの発生状況について

県内における今シーズンのインフルエンザ発生状況は、健康対策課のインフルエンザ情報ポータルサイト (<http://www.pref.aichi.jp/kenkotaisaku/influ/index.html>) でご覧になれます。

なお、愛知県衛生研究所のウェブサイト (<http://www.pref.aichi.jp/eiseiken/>) でも、インフルエンザの発生状況などについて情報提供しています。

